

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区長は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、区ユーザー認証(ユーザーID・生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理者等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>千代田区における国民年金事務は、国民年金法・同法施行規則・施行令等、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律・同法施行規則・施行令、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律・同法施行規則等、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等に基づく届出の受理・報告等の法定受託事務及び年金事務に必要な情報の提供をする協力連携事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格等管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの送付事務</p> <p>≪具体的な事務内容≫</p> <p>①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失にかかる届出の受理、確認 ②任意加入、特例による任意加入にかかる申出の受理、確認 ③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認 ④氏名・住所等の変更にかかる届出受理、確認 ⑤年金手帳再交付申請の受理、確認 ⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、確認 ⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認 ⑧老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金にかかる裁定請求、届出等の受理、確認 ⑨未支給年金・死亡一時金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑩特別障害給付金にかかる請求届出等の受理、確認 ⑪20歳前障害者等の税情報の提供 ⑫外国人住民等の住基情報の提供 ⑬年金生活者支援給付金の届出受付、連名簿の内容確認</p> <p>上記①～⑬の受理、確認した1週間分の年金情報を、まとめて翌週日本年金機構に報告(送付)する。</p>
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第31の項、第95の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 菊池 洋光
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課文書・法規主査 TEL 03-5211-4138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課国民年金係 TEL 03-3264-2111 内線2481

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

